

減免申請証明書類一覧

つくば市産業振興センター条例施行規則
別表第2（第6条の2関係）より抜粋

減免対象 新規中小企業者、研究機関、起業家等	証明書類 コピーにて提出
1 つくば市内の新規中小企業者	履歴事項全部証明書 開業届
2 筑波大学発ベンチャーとして認定されている法人	社員証
3 つくば市内の国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究に従事する者で起業を計画しているもの	職員証 社員証 (任意) 起業計画が分かる書類
4 つくば市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）をいう。）に通学する者	学生証
5 過去2年以内につくば市スタートアップ事業コンサルティングに採択された者	採択通知書
6 過去2年以内にスタートアップに関するつくば市の補助金の交付を受けた実績がある者	交付決定通知書
7 過去2年以内につくばSociety5.0社会実装トライアル支援事業においてスタートアップ賞に採択された実績がある者	採択通知書